

はじめに

学校基本調査（統計法に定められた基幹統計調査）は、学校基本統計を作成することを目的とした調査で、文部科学省からの委託を受け、昭和23年から毎年実施しています。

この調査は、学校に関する基本的事項である学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業者の状況等を明らかにするもので、その結果は、学校教育行政上の基礎資料として利用されています。

このたび、令和4年度調査のうち、学校数、学級数、在学者数、教職員数の項目について、栃木県分の結果を集計しましたので、速報として公表します。

なお、「令和4年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」は、令和5（2023）年1月末頃に刊行する予定です。

利用上の注意

- 1 この結果速報は、学校基本調査における県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の学校数、学級数、在学者数、教職員数の項目を、県においてとりまとめたものです。
なお、文部科学省から令和4(2022)年12月頃に公表される予定の確定値とは異なる場合があります。
 - 2 調査の基準日は、令和4(2022)年5月1日です。ただし、長期欠席者は前年度間の状況です。
 - 3 計数には、国立の学校を含んでいます。
 - 4 学校数には、分校及び休校中の学校も1校として計上しています。
 - 5 学級数は、認可されている学級の数であり、児童生徒数は、学校の指導要録が作成されている者の数です。
 - 6 特別支援学校で、二つの部にまたがって学級編成されている場合は、それぞれ1学級として計上します。
 - 7 園児・児童・生徒数は、調査基準日に在籍する全ての者を計上しており、外国人も含みます。
 - 8 本務者とは、当該学校の専任の教員及び職員です。
 - 9 教員数の本務者には、充て指導主事、留学者、退職者、教員組合事務専従者、介護休業者、産休者、育児休業者、産休代替教員及び育児休業代替教員を含みます。
 - 10 統計表の符号は、次のとおりです。

符 号	内 容
-	計数がない項目
0.0	計数が単位未満の項目
▲	計数がマイナスの項目
...	調査していない項目
 - 11 割合(%)の算出については、表示桁数未満を四捨五入していますので、合計した数値が100.0%にならない場合があります。
- ※ 令和2(2020)年度から、文部科学省において速報の公表内容を学校数、学級数、在学者数、教職員数の項目のみとしたため、本県も同項目について公表するものです。